

第4章 基本理念と4つの縁

第4章 基本理念と4つの緑

第1節 基本理念

緑が文化になるまち 盛岡

緑、それは、

生物の生存基盤となるかけがいのないもの

多くの恵みを与えてくれるもの

生活にうるおいと安らぎを与えてくれるもの

人とのかかわりを通じて、多くの文化を育んできたもの

人々の多くが営農したり、里山で暮らしていた頃、人と緑の関係は濃密なものでした。常に暮らしの中には緑があり、緑との関わりの中で様々な営みが行われていました。田畠を耕し、木を切り、薪を拾い、炭を焼き、人々は生きていくために緑を守り、育て、多くの恵みを授かってきました。そして、緑との長い付き合いの中で、それぞれの地域ごとに多様な文化を育んできました。人間が創り出した森や里はまた、生き物にとっても新たな棲み場となり、人と自然との親しい関係が築かれました。さらに、都市においても、人々は、四季折々緑を愛で、社寺境内などの豊かな緑を守り育ててきました。

しかし、急速に都市化が進み、産業構造が変化し、生活様式が様変わりするにつれて、いつしか私たちと緑の関わりは希薄になってきました。高度経済成長期には、人口増加から都市開発が進み、新たな公園や緑地がどんどん整備され、量の確保が重視されましたが、21世紀に入ると人口減少や少子高齢化が進み、かつて、自然との好ましい関係を作りあげていたはずの森や里は、人の手による管理が行き届かなくなり、都市の拡大化と緑の保全・管理のバランスは不均衡となっています。

このような時代にあって、今、私たちがしなければならないこと、それは、私たちを取りまく緑の重要性を今一度認識し、意識的に緑を守り、育て、活かしていくことです。そして、かけがえのない緑を、未来の子ども達のために残していくことです。また、私たち市民や、行政や民間事業者等の多様な主体同士の協働の可能性を広げ、盛岡市に住むひとりひとりが緑を守り、育て、活用し、緑がもつ機能を十分に発揮するよう質を高めることが重要になってきます。

大きく見れば、地球や地域の環境のバランスを保つために、守らなければならない緑があります。水源の涵養や防災など多くの機能を持つ山地や丘陵の緑や生物の生育空間となる川や湖を取りまく緑です。これらは、盛岡の骨格を形づくる大切な緑となっています。

また、人間が自然と共存して生きていくためには、生産手段としての緑も維持しなければなりません。農耕地や人工林の緑です。これは、人の手を加えることによって、さらに輝きを増す緑があるということを、人々に教えてくれるものもあります。

そして私たちが暮らす市街地や集落の中には、快適さや美しさ、やすらぎや楽しさ、そして安全を与えてくれる緑が必要です。公園や街路樹、社寺や学校の樹木、住宅の庭や生け垣などの緑です。

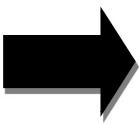
これらの緑を私たちが自ら継続して保全していくことは、決して簡単なことではありません。しかし、これによりわたしたちの日常に快適さや美しさ、やすらぎが生まれるだけでなく、地域の人と交流が生まれたり、自分の住む地域を知ることができたり、災害時には私たちを守ってくれたりします。

緑が、それぞれの役割を十分に發揮して、私たちの生活にしっかりと結びつき、市民一人ひとりが都市化等により薄れた緑に対する意識を高め、自ら緑を守り、育てるようになったとき、さらに、あえて意識しなくとも緑のある暮らしが当たり前の環境になったとき、緑は「文化」になったと言えるでしょう。

文化、それは長い年月を経て熟成されていくものです。「緑の文化」が本当に盛岡に根づくのは、何世代も先のことかもしれません。しかし、今私たちが官と民で手を携えてこれに着手し、私たちの子どもがそれを育み、さらに次の世代に伝えていくことができれば、盛岡は「緑が文化になるまち」となるでしょう。

“緑が文化になる”とは

例えば、次のようなことが当たり前になる（生活の一部となる）ことが“緑が文化になる”と言えます。



みんなが 緑の大切さを認識する
緑を守り、育てる
緑豊かと感じる
緑を誇りに感じる
緑とのふれあいを楽しむ
緑づくりを生きがいと感じる
緑に関する知恵を後世に伝える

第4章 基本理念と4つの緑

第2節 緑の将来像

本計画では、本市の緑の将来像を、2009（平成21）年度に策定された「国土利用計画盛岡市計画」において定められた「地域類型別の市土利用の基本方針」に即し、「まちの緑」「田園の緑」「森の緑」「水辺の緑」の4つの緑に分類し、それぞれの方向性を示します。本市をこれまで育んできたまち、田園、森、水辺の緑は、それぞれが関係し合い、連続性をもった緑であり、生物の多様性を育む基盤として、そして、緑の文化形成のための基盤となる緑として、今後も引き続き保全し、活かしていきます。また、グリーンインフラとして、緑が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めます。



緑の区域区分	まちの緑	<p>緑化重点地区として、緑の保全、整備、創出などの施策を重点的に推進する緑であり、日常生活にやすらぎ、休息を与える機能やレクリエーション、コミュニティ形成等の機能を持つ緑。</p> <p>防災機能として、暑熱緩和、雨水の浸透・貯留機能による水害の軽減に貢献する。地下水涵養、水質浄化等の機能も持つ。</p> <p>【住区基幹公園、都市緑地、グリーンプロット、寺社境内地、商店街のハンギングバスケット、住宅地の生垣などの多様な緑】</p>	
	田園の緑	<p>広々とした自然豊かな田園や果樹園などの市街地周辺における風土を構成する緑であり、生物の生育空間や自然とのふれあいの場となる緑。生物多様性の確保や、市街地周辺の固有の景観保全の機能を持つ。</p> <p>【市街地周辺から丘陵地に広がる農地・樹園の緑】</p>	
	森の緑	<p>広域的な都市環境の改善や水源の涵養、生物の生息・生育空間、自然とのふれあい、防災など多くの機能を持つ骨格的な緑で、市を代表する緑。生物多様性の確保、二酸化炭素吸収、水質浄化等の機能を持つ。</p> <p>【市西側の岩手山を含む奥羽山脈と東側の姫神山を含む北上高地の森林や丘陵地の緑】</p>	
	水辺の緑	<p>都市の軸となる緑で、生物の生育空間になるとともに奥行きのある潤い景観を構成する緑であり、レクリエーションやコミュニティ形成の場などとしても活用される緑。治水、利水といった河川の基本的機能だけでなく、生物多様性の確保や景観保全機能を持つ。</p> <p>【北上川、零石川、中津川などの河川敷や河川上流のダム湖周辺などの緑】</p>	

第4章 基本理念と4つの緑

第3節 4つの緑

本市は、公園や田園、森林、丘陵地、河川など様々な緑に恵まれており、市域の約9割が緑に覆われています。これらの緑は環境を保全するほか、様々な動植物の生息・生育空間、防災機能やレクリエーションの場を私たちに提供してくれています。

緑の将来像を実現し、緑のまちづくりを推進するために、4つの緑について次のように方針を定めます。また、田園、森林、水辺の緑については、法や条例などにより守っていくとともに、関連計画において積極的に管理・活用を推進していくこととし、本計画では、まちの緑に重点を置き、計画の推進を図っていきます。

(1) まちの緑

まちの緑は、私たちの生活に四季感ややすらぎを与え、質の高い環境づくりに寄与しています。まちにおける緑の豊かさは、そのまちに住む人の文化度の高さを示すとも言われています。市街地などにおける社寺林などのまとまった緑は、市内の中心部を流れる河川や公園、街路樹などと同様に市民にやすらぎと潤いを与えるとともに、アスファルト舗装路面などによる太陽熱の蓄積、自動車の排気ガスなどによる市街地の気温の上昇を緩和する働きなどがあり、非常に重要な緑となっています。既成市街地では、新たな緑地の確保が困難であることから、事業所などの民有地は緑化空間として貴重な空間であり、今後、民有地の緑の創出と活用を推進していきます。

また、本市では、前計画において公園や道路などの公共空間や公共公益施設で緑化を進めてきました。しかし、緑の量の充実を進めた一方で、行政主体の緑の維持管理が十分に実施できず、設置後の街路樹や公園などを維持管理しきれないことから質の低下が問題となっています。また、少子高齢化などにより公園愛護会などの地域の緑化や維持管理の担い手が不足しており、新たな担い手の育成や、市民、事業者、まちづくり団体、行政が互いに協力していく必要があります。今後は、今ある緑を、適正な維持管理により質を高めるとともに、さらに私たちの生活に活かしていきます。

なお、まちの緑の方針、戦略・事業については、次章以降で詳しく述べていきます。



まちの緑

(2) 田園の緑

田園の緑は、私たちにとって身近な緑であり、様々な歴史、文化を内包しています。わたしたちの食糧生産の場として大地の恵みを授けてくれる田園の緑は、多くの生物の生息・生育空間として重要な役割を果たしています。そして、のどかな田園風景は心のふるさととして、私たちに潤いとやすらぎを与えてくれます。

しかしながら、農業の衰退や担い手の高齢化、後継者不足などにより、耕作放棄地が増加傾向にあることから、田園の緑が荒廃しつつあり、今後は、良好な田園景観や自然環境を保全・維持していくことが必要です。

また、担い手育成や農業生産活動の推進により農地の耕作放棄を防止するとともに、グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の開設・活用支援により市民が田園の緑に触れ合う機会を増やすことで、かけがえのない田園の緑の適切な維持・管理を行い、今後とも守り育て活用していきます。

なお、田園の緑については、盛岡市農業振興地域整備計画等などの関連計画と本計画との整合性を図りながら、事業を推進していきます。主な事業は次の通りです。

- ①農業振興地域整備計画の策定・見直し
- ②園芸等担い手支援事業
- ③多面的機能支払交付金事業
- ④中山間地域等直接支払事業
- ⑤岩洞体験農園の管理運営
- ⑥市民農園の開設支援
- ⑦グリーン・ツーリズムの推進



田園の緑

(3) 森の緑

市域面積の約7割を占める山地や丘陵地は、本市の骨格となる緑であり、木材生産機能のみならず、空気や水の浄化、多種多様な生物の生息など、生物の生存基盤や水土保全基盤として重要な役割を果たしています。また、これらが構成する山並み景観は盛岡らしさを語る上で重要な要素であり、さらに、近年は地球温暖化防止の役割も期待されています。

しかし、近年は木材価格の低迷・林業労働者の減少・山村人口の減少などにより、適切な手入れがされないまま、放置される人工林が増加しています。

環境の保全や盛岡らしさの象徴である森の緑及び人々が生活の場として利用してきた身近な丘陵地などについて、森の緑の持つ多面的機能が総合的・持続的に発揮されるよう、適正な管理による森林の保全と、伐って・使って・植えるという森林資源の循環による林業の活性化、自然学習やレクリエーションの場としての利用などの多様なニーズに合わせた活用を推進していきます。

なお、森の緑については、盛岡市森林整備計画などの関連計画と本計画との整合性を図りながら、事業を推進していきます。主な事業は次の通りです。

第4章 基本理念と4つの緑

- ①森林適正管理推進事業
- ②森林経営管理事業
- ③木材需要拡大推進事業
- ④市有林造成事業
- ⑤森林保全事業
- ⑥林道管理・整備事業
- ⑦森林公园管理事業
- ⑧林業労働対策事業
- ⑨森林・山村多面的機能発揮対策事業
- ⑩自然環境調査の実施
- ⑪希少種などの情報共有と保全
- ⑫岩洞湖家族旅行村の維持管理



森の緑

(4) 水辺の緑

河川や湖などの水辺の緑は、多種多様な生物の生息・生育空間として重要な役割を果たしています。

かつて、水運、利水などを通じて多くの生活、文化を育んできた北上川、零石川、中津川などのまちなかを流れる河川は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な空間であり、本市のまちづくりや自然景観を特徴づけ、盛岡らしさを語る上でも重要な要素と言えます。

水辺の緑の持つ多様な機能や空間特性を踏まえて、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例によって環境保護地区として指定された水辺をはじめとした現在の自然を保存していく部分と、盛岡地区かわまちづくり事業などにおいて積極的に水辺をレクリエーションの場として整備、活用していく部分などを適切に見極めながら、今後とも水辺の緑を守り、育て、活用していきます。

なお、水辺の緑については、盛岡市環境基本計画等の関連計画と本計画との整合性を図りながら、事業を推進していきます。主な事業は次の通りです。

- ①水辺の緑の保全と連続性の確保
- ②河川等維持管理事業
- ③水辺の環境保護地区の保全
- ④水質測定の実施
- ⑤都市基盤河川改良事業
- ⑥水辺のレクリエーションの場の整備と活用
- ⑦盛岡・北上川ゴムボート川下り事業
- ⑧盛岡地区かわまちづくり事業
- ⑨岩洞湖まつりの開催



水辺の緑